

教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）補助金交付要綱

教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）補助金交付要綱（平成 17 年 10 月 1 日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 財団法人新潟県中越大震災復興基金（以下「基金」という。）は、新潟県中越大震災で被災し、伝承の危機にある重要無形民俗文化財「牛の角突きの習俗」の復興、保存を図るため、重要無形民俗文化財「牛の角突きの習俗」の復興、保存を行う者又は団体に対し、当該復興、保存事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程（以下「規程」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助金の交付基準）

第 2 条 この補助金は、中越大震災の影響で伝承の危機にある重要無形民俗文化財「牛の角突きの習俗」の復興、保存を行う者又は団体に対して、別表に掲げる基準により交付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、市町村が補助事業（この要綱に定める目的、補助対象経費、補助対象者、補助率、採択要件が同一であるもの。以下「市町村の補助事業」という。）を創設した場合において、その市町村に補助金を交付することにより、この要綱に定める事業の目的を達成できると認められる場合には、補助対象者を市町村とすることができる。

3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) この補助金により取得した資材・機材・闘牛等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。

(2) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。

(3) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

（補助金の交付申請）

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）を、事業実施前までに財団法人新潟県中越大震災復興基金理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 市町村が補助対象者となる場合は、市町村の補助事業において、市町村が交付決定等を行う前に補助金交付申請書を理事長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 4 条 理事長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めるときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 理事長は、第 2 条第 3 項のほか、交付決定をする場合において、当該補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは条件を付すことができる。

(申請の取り下げ)

第5条 前条の通知を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に、申請を取り下げることができる。

2 前項の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の内容変更及び交付決定額の変更)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容の変更を行おうとする場合は、事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（別記第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前2項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認め又は交付決定額を変更すべきものと認めたときは、その旨を補助金事業内容変更承認通知書（別記第4号様式）又は補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業の廃止を行おうとする場合は、補助金事業廃止承認申請書（別記第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助金事業廃止承認通知書（別記第6号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第8条 補助事業者は、理事長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、理事長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が終了したときは、補助事業実績報告書兼補助金請求書（別記第7号様式）を、補助事業の終了した日から20日を経過した日までに理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 理事長は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第8号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 理事長は、前条の額の確定を行った後、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第 11 条 理事長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関して、この要綱の規定に基づく理事長の指示又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 理事長は、前項の取消しの決定を行った場合は、その旨を補助金交付決定取消通知書（別記第 9 号様式）により当該補助事業者へに通知するものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 理事長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から起算して 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(延滞金)

第 13 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を基金に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第 14 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(財産の処分制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、理事長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の規定による財産処分（その取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上のものに限る。）を行うとする場合は、財産処分承認申請書（別記第 10 号様式）により理事長の承認を受けなければならない。

3 理事長は、前項の財産処分を適当と認めるときは、財産処分承認通知書（別記第 11 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(申請及び通知の経由)

第 16 条 市町村が補助対象者となる場合を除き、補助事業者から理事長への申請書等の提出及び理事長から補助事業者への通知等は、市町村を経由するものとする。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 22 年 2 月 8 日から施行し、平成 22 年 2 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

<p>補助事業の対象となる者</p>	<p>(1) 中越大震災の影響で伝承の危機にある重要無形民俗文化財「牛の角突きの習俗」の復興、保存を行う者又は団体 (2) 要綱第2条第2項に該当する場合は市町村</p>
<p>補助事業の対象となる経費</p>	<p>(1) 市町村以外が補助対象者となる場合 補助対象者が行う次の事業に要する経費 ①仮設闘牛場の設置（撤去を含む） ②仮設闘牛場での「牛の角突き」開催 ③避難先からの闘牛運搬 ④牛舎の設置 ⑤仮設牛舎での飼育委託（飼料代等の経常的経費を除く） ⑥闘牛の購入（後継若牛含む、震災で死亡した頭数以内） ⑦闘牛運搬車両の購入（被災により使用に耐えなくなった車両の更新に限る）</p> <p>(2) 市町村が補助対象者となる場合 市町村が自らの補助事業で補助対象とした経費のうち、上記①～⑦に相当する経費</p>
<p>補助率</p>	<p>上記①～⑤は1/2以内、⑥～⑦は1/3以内（千円未満切捨て）</p>
<p>補助限度額</p>	<p>他の団体等からの補助金等（市町村が補助事業者となる場合において、要綱第2条第2項に相当する補助金以外の補助金がある場合は、その補助金を含む。）がある場合には、それらを控除した額を補助対象経費とし、補助限度額は次のとおりとする。</p> <p>(1)仮設闘牛場の設置（撤去を含む） 650万円</p> <p>(2)仮設闘牛場での「牛の角突き」開催 300万円（1団体） ※入場料等収入がある場合は控除した額を補助対象経費とする。</p> <p>(3)避難先からの闘牛運搬 25千円（1頭1年間）</p> <p>(4)牛舎の設置 ア 仮設牛舎 75万円（1施設） イ 仮設以外の個別牛舎 200万円（1頭） ウ 仮設以外の集合牛舎 65万円（1頭）</p> <p>(5)仮設牛舎での飼育委託 18万円（1頭1年間）</p> <p>(6)闘牛の購入（後継若牛含む） 35万円（1頭）</p> <p>(7)闘牛運搬車両の購入 250万円（1台）</p>

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長

申請者

（所在地）

（名称）

（代表者名）

印

教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）補助金交付申請書

このことについて、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容 事業計画書（別紙）のとおり
- 2 交付申請額 金 円
- 3 添付書類（市町村が補助対象者となる場合のみ）
市町村が補助を行う者から提出された交付申請書一式の写し
（※提出者の同意を得た上で添付すること）

別紙

事業計画書

事業項目	事業費		収入内訳※		
	総事業費	「事業内容」及び「事業費内訳」	市町村補助金	市町村以外の補助金	自己負担金
仮設闘牛場の設置					
仮設闘牛場での「牛の角突き」開催					
避難先からの闘牛運搬					
牛舎の設置					
仮設牛舎					
仮設以外の個別牛舎					
仮設以外の集合牛舎					
仮設牛舎での飼育委託					
闘牛の購入					
闘牛運搬車両の購入					
合計	円		円	円	円

※「事業内容」及び「事業費内訳」は別紙にすることも可

※市町村が補助事業者となる場合において、要綱第2条第2項に相当する補助金以外の補助制度が市町村にある場合で、その補助金を支出した場合は、その額を「市町村補助金」欄に記載のこと

※「自己負担金」欄は、市町村が補助事業者となる場合においても市町村が補助対象とする事業者の自己負担額(必要な控除を行った後の額)を記載のこと

番 号
平成 年 月 日

様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で交付申請のあった標記補助金について、教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 交付申請及び実績報告の内容について、調査又は報告を求めた場合には、これに応じなければなりません。
- (2) 財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程又は教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）補助金交付要綱の規定に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

財団法人新潟県中越大震災復興基金

理事長 様

(〒 -)

申請者 住所

氏名

印

教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）
補助金〔事業内容変更承認・変更交付〕申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更申請事項（※変更申請する事項のみ記載すること。）

(1) 事業内容変更承認申請

①事業期間の変更

変更前：平成 年 月 日から平成 年 月 日

変更後：平成 年 月 日から平成 年 月 日

②その他 []

(2) 変更交付申請

①交付決定額： 円

②変更申請額： 円

③増減額： 円 (②-①)

2 変更理由

3 添付書類

..... (以下基金事務局記載欄、申請者記載不要)

事業番号	市町村	受付番号
070020		

（補助金事業者名） 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）
補助金〔事業内容変更承認・変更交付決定〕通知書

平成 年 月 日付けで事業内容変更承認（変更交付）申請のあったことについて、下記のとおり承認（決定）したので通知します。

記

1 変更承認（変更交付決定）する事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は事業内容変更承認（変更交付）申請書に記載のとおりとする。

2 変更後の事業に要する補助金の額は次のとおりとする。（※変更交付決定通知のみ）

補助金の額	金	円
今回増（△減）決定額		円

3 補助金交付の条件等については上記のほか、平成 年 月 日付け 第 号に記載のとおりとする。

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

(〒 -)
申請者 住所
氏名

印

教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）
補助金事業廃止承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のあった標記事業について、次の理由により事業の廃止をしたいので、教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

【廃止の理由】

..... (以下基金事務局記載欄、申請者記載不要)

事業番号	市町村	受付番号
070020		

第 号
平成 年 月 日

（補助金事業者名） 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）補助金
補助金事業廃止承認通知書

平成 年 月 日付けで廃止承認申請のあった事業については、下記のとおり廃止することを承認しましたので通知します。

記

【廃止対象事業】

平成 年 月 日付け 第 号（の ）で交付決定の事業

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

(〒 -)
所在地
名称
代表者 印

教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）補助金交付申請書
兼実績報告書兼補助金請求書

教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

また、併せて補助金 円を請求します。

記

1 事業名

2 事業の実施期間 平成 年 月 日 着手
平成 年 月 日 完了

3 交付申請額及び請求額 金 円

4 補助金振込先

金融機関名		口座種別(いずれかに○)
支店名		普通・当座
フリガナ		
口座名義人		
口座番号		

注：振込先確認のため、通帳等の口座名義人(フリガナ)記載部分の写しを添付してください。なお、口座名義人と申請者が一致しない場合は、申立書等を添付してください。

5 添付書類

(1) 事業実績報告書 (別紙)

(2) 事業の結果等の書類及び写真

※市町村が補助対象者となる場合は、市町村が補助を行う者から提出された実績報告書一式の写しを提出者の同意を得た上で添付すること

(3) 支払いを証する書類

..... (以下基金事務局記載欄、申請者記載不要)

事業番号	市町村	受付番号
070020		

別紙

事業実績報告書

事業項目	事業費		収入内訳※		
	総事業費	「事業内容」及び「事業費内訳」	市町村補助金	市町村以外の補助金	自己負担金
仮設闘牛場の設置					
仮設闘牛場での「牛の角突き」開催					
避難先からの闘牛運搬					
牛舎の設置					
仮設牛舎					
仮設以外の個別牛舎					
仮設以外の集合牛舎					
仮設牛舎での飼育委託					
闘牛の購入					
闘牛運搬車両の購入					
合計	円		円	円	円

※「事業内容」及び「事業費内訳」は別紙にすることも可

※市町村が補助事業者となる場合において、要綱第2条第2項に相当する補助金以外の補助制度が市町村にある場合で、その補助金を支出した場合は、その額を「市町村補助金」欄に記載のこと

※「自己負担金」欄は、市町村が補助事業者となる場合においても市町村が補助対象とする事業者の自己負担額(必要な控除を行った後の額)を記載のこと

第 号
平成 年 月 日

（補助金事業者名） 様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）補助金
補助金額確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）補助金について、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第13条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 確定額（支給額） 金 _____ 円
- 2 補助金交付予定日 平成 年 月 日

番 号
平成 年 月 日

様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した標記補助金について、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程第15条の規定により、下記のとおり取り消すので通知します。

記

1 補助金取消額 金 円

2 取消理由

3 返還額 金 円

4 返還期限 平成 年 月 日

5 その他

返還すべき補助金を期限までに納入できなかったときは、納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

(〒 -)

所在地

名称

代表者

印

教育・文化対策事業 (牛の角突き復興支援) に係る
補助事業財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る事業により取得した財産を
下記のとおり処分したいので、教育・文化対策事業 (牛の角突き復興支援) 補助金交付要綱第 15 条
第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

..... (以下基金事務局記載欄、申請者記載不要)

事業番号	市町村	受付番号
070020		

番 号
平成 年 月 日

様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）に係る
補助事業財産処分承認通知書

平成 年 月 日付で申請のあった標記財産処分について、教育・文化対策事業（牛の角突き復興支援）補助金交付要綱第 15 条第 3 項の規定に基づき、承認することとしたので通知します。